

国会開設運動期の青森県の動向

— 明治十二年代を中心にして —

橋本 正信

はじめに

平多庸一とか菊池九郎らが中心になつて起こした青森県の自由民権運動は、明治十二年く十四年にかけて共同会の設立、国会開設建白書の提出、国会開設期成同盟会への参加、自由党加盟と発展するが、これ以後は全国的動きから脱落し、県内の内部紛争に終始する。本県の運動がよりに低調なのはなぜか。また挫折した理由はなにか。本稿では、運動の素地となるべき明治十二年代に範圍を限定し、その理由の一端を究明するのがねらいである。内容は、国会開設要請と県会の反応、民権派新聞、雑誌における論争を中心に、当時の民情や、一言論人の思想的背景を通して、論述していきたい。

(本文中の史料の句読点、および傍点は筆者による)

第一章 府県会議買連合による国会開設運動と

青森県

青森県が全国的な国会開設運動の仲間入りをするのは、

明治十三年一、二月頃からであり、この時期における分折は、すでに明らかにした。(『駒木大收樹稿』研究才三の自由民権) この中では、十二年代における本県の動きが民権側からのみ述べられており、その否定的立場からの究明が浅いので、若干の考察をしてみたい。

明治十二年代の国会開設請願の動きは、同年十一月の愛国社大会によりて決定された全国遊説が、同十三年の初めに東北各地へ波及したことは異り、もっぱら府県会議買の連合組織をもつて、国会開設を実現しようとしたものであった。

明治十一年四月から五月にかけての才二回地方官会議で、いわゆる三新法の一つ府県会規則三十五ヶ条が決められ、それに基づいて各府県に府県会が設立された。本県も同十二年三月に県議会が開かれたのである。⁽¹⁾ これは制限があつたといふものの、公選議員による正規の議会としては初めてのものである。

各府県に於て送ばれた府県会議買が、互いに横の連絡をとり、その連合組織をもつて国会開設を実現しようと

したものに、讃岐の小西甚之助による「府県会連合の表に付意見」と、千葉県の村井静の「国会開設懇請状」等とがある。いずれも府県会議長にあてており、各新聞に掲載されたものであるが、小西甚之助のものは、あまり文筆はなかつたものと思われる。これに対して、村井静提案は、全国各新聞紙上に発表され、更に一万部が印刷されて、全国各府県会議場に配布されたといわれ、鈴木安蔵「自由民権」一三四頁)、全国的にその影響は大きく本県もその例外ではなかつた。

ちなみに、明治十二年六月三十日付村井静「国会開設懇請状」は、次の三条から成るものである。

(1)「本年ニ於テ地方県会附設ノ事アリト雖トモ其権限狭小議件隘縮ニシテ僅ク一県地方稅徵集ノ下向ニ供スルニ過キス」

「県会之如キハ政府行政ヲ論議スルヲ得セシメサルノ制限アルヲ如何セン」

(2)「県会之人民参政ノ權ト收稅ノ法ヲ可否決シテ人民ノ福利ヲ増益スルノ功大實ニ僅小ニシテ国会ノ開設ニアラサレハ嘆ノ鴻益ヲ奉スルナキハ瞭然タリ」

(3) 三条の提案

「才一、全面県会議員親和聯合スル事」

「才二、東京ニ一大会ヲ開設シテ国会設立法案議決スル事」

「才三、政府ニ懇請シテ国会開設ノ認可ヲ得ル事」

(「朝野新聞」明治十二年七月二十四日号所載「新編集核明治編年史」才四卷八三頁)

しからば、この提案に対する青森県のとつた態度は如何なるものであつたろうか。青森県会議長大直寺繁徳の態度は、次の返書によつて何われる。

「先般国会開設懇請状議案御送付蒙り再三拜読。然レ小生僻遠之地ニ罷在、上國之世態国会附設ヘキノ事ニ至リ候ヤ、未タ審ニスルヲ得ス。当地県会町村会ノ状況ト雖トモ、其結果如何ヲ計リ難ク、況シテ上國ノ事ハ愚見ノ及フ所ニ無之、就テハ国会開設ノ儀御同意難申上候。本県々会議員姓名ハ日々新聞才二千百八十三号之推報ニ掲載有之候云々」(「日進新聞」明治十二年九月十八日 才三五の号所載、以下記載の如き)要するに、公選の県会も今附かれたばかりで、まだ軌道に余らない有様だし、さらに国会方ど考えるゆとりが右い。全国の動きもよくわからぬし、いろいろ県内事情を考慮すれば、この提案には同意出来ぬ、と断つてゐる。

隣県の岩手県会議長上田稔夫が「国会開設ノ儀我地方人民ノ既ニ冀望スル所ナル」ハ「日進新聞」明治十二年八月十七日 才三三四号」と回答したのに較べると、国会開設への取り組み方に、その違いを見出すことが出来、興味深い。勿論、大直寺は県会議長とはいへ、元津輕藩の重臣であり、戊辰の夜華の際、津輕藩が官軍側に藩論

之統一したいきさつもあり、さらに当時の県内事情も考慮して、明治政府への批判者になりうる人物ではなかつた。むしろ彼の旧来からの保守思想は、民権側への妨害と与へてくる。その点、岩手県会議長の場合は、敗者として立つ場から、藩長藩府政府への反発があつて力があつたものと思われる。

再び、櫻井靜から勧誘の書が送られて来た。それは、全国各地より「頻々同意ノ回答ヲ添フスルヲ得」たので、再考を促したものであつた。次なる史料がそれである。

「八月三日附ノ芳墨相達シ御奉示ノ件々拜読感服仕候、得トモ、今日迄ニ諸府県同議院答之分廿余県ニ盛テ、別紙出會規則(但し原稿)ニヨリ、其開設ノ期モ取テ違キニアラサルナリ。貴兄ニ於テモ其大算ナル國會ノ民権伸暢上ニ於テハ、否議有之固敷、果シテ如此ナレハ出會ハサテ置キ、同議ノ御回答アラントテ我輩一般ニ代リ懇願ス。且御本県議員人名ハ日々新聞ニ登記候得トモ、町村名無之甚ク差支困苦ニ付、御手紙ナカラ郡町村人名御通知相成度切望仕候。頓首

可成り、同議回答が廿余県におよんだので出會規則を作つた。それによつて國會開設の時期も早くなる者思はらして國會開設が既権伸張上、大事なことであると考へる点では、異議無いと思われるので、同意して欲しいと思つて居るのである。尚、前出のこの史料の中に、「同議會議員姓名云々」とあることからして、櫻井靜は、県

会議長のみならず、県會議員個々への勧誘も行ない、全國の府県會議員による連合組織を依らんとする意図が、明瞭にうかがわれる。

この書状の中では、青森県に對して、出會することまで求めては居ないが、その出會規則も同封して居るので参考の爲左記に於ける。

「府県會議員親和聯合會開設并國會創設ノ詔應ノ爲出會規則

一我輩庸愚ヲ顧ミス曩ニ國會開設懇請決議會ヲ答案セシニ、望ニ諸君ノ了承嘉納スル処トナリ、頻々同意ノ回答ヲ添フスルヲ得タリ。是レ固ニ諸君ノ職務ニ明達ニシテ、兎美ニ勇爲ナルノ致ス所タリト雖トモ、本邦從軍國歩銳進民益盛興ノ爲メ、盛悦ニ耐エサルナリ。依テ本年十月某日ヲ以テ東京某所ニ各位出會ノ期ヲ俟テ、衆議可決ニ準據シテ、國會ノ法案ト認可懇請ノ順序ヲ法ヲ計画セント欲シ、愉快ト古匹ナキ此出會規則案撰ヲ頒布進呈スルノ好結果ヲ得、諸君ハ素ヨリ貴重ナル代議士ニシテ、令徳名望夙ニ人民ノ標準タルヲ以テ、天理義正ヲ保持セン爲メ、耐忍不屈奇モ小策ニ偷索スルナク、陸統轉會シ時務ヲ商シ權宿志ヲ洞達スルノ期ヲ、等肉袒スルナキヲ信ス

オ一糸 本會ノ出會議員ハ、其一府県議員ノ投票順序ヲ經由シテ出會スヘキ者タリト雖トモ、時期切迫シ一日を緩フスヘカラサルヲ以テ、仮リニ各府県議長、副

議長の出会ヲ要ス

才二条、出会議員ニ於テ、不得止支障ノ事故アリ出會
ン得サルモノハ、自ラ其府県中、他ノ同意者ノ中ヲ以
テ、代理ゼシムルモ妨ケナシトス。

才三条、出會ノ議員ハ、遅クモ出會会三日前ヲ限リ、出
會ノ理由ト宿所ヲ筆記シ、名刺ト共ニ某社ニ申出ヘキ
事トス。

才四条、出會ノ前一日某所ニ於テ、出會者ノ相識會
ヲ開クヘシ。

才五条、公届ノ上開議ニ着手スルカ、或ハ無届ニテ開
議ニ着手スルカ、或ハ国会開議認可懇請ノ聽許ヲ得テ
後ナニ開議ニ着手スルカハ、會員ノ決議ニ依ル。

才六条、出會議員ノ旅費ハ、日帝全国購買同議回査者
ノ均等ニ負担スヘキ事トス。L

この出會規則の中では、明治十二年十月中に東京へ集
まり、国会の法案と認可懇請の頒布方法を審議すること
をうたっているが、実際に十月に実現したかどうか疑わ
しい。

いそれにせよ、この七条からなる出會規則は、各府県
会議長か副議長、または其府県の他の同意者の上京を求
め、會議の性格も會員の決議によつて決めるといふ民主
的且の慎重な配慮のもとに成り立っている。さらにまた、
この出會規則は、「朝野新聞」「東京毎日新聞」は勿論
のこと、かような地方新聞にも発表された為、かなりの

影響を与えたものようである。

青森県に於て、どのような影響を示したかは、次の青
森県会議長大直寺繁禎の返書によつて知れよう。

「八月十五日付華朝相違拝読、幾々御懇諭并国会開設
出會規則御示、御同議可申上旨御下命ニ候処、段々是
マテノ形勢ヲ考フルニ、明治九年朝廷令シテ原会区會
ヲ開カシムルマ、其議開タル者多クハ村吏ヨリ官送ス
ル所ニシテ、人民之レニ与ルコト少シ。本年ニ至リ、
府県町村会ヲ開カシムルマ、且議員タルモノ吏員一モ
之ニ与ルコトヲ得スシテ、専ラ人民ノ公揆スル所トナ
ル。是レ人民ノ盛衰ヲ量リ漸ク以テ自治ノ権ヲ振興
セシムルノ御趣意ナルコト、言ハヌシテ知ルヘシ。因
テ思フ、朝廷令シテ國會ヲ開カシムル自ラ其日アルヘ
シ。然ルヲ下民ヨリ促スコト、明治八年四月被仰出タ
ル途ムニ輕ク為スニ急ナルコトナク云々ノ聖詔ニ對シ、
万人恐入ル事ト存候。就テハ、過般御回答ニ及ヒ候処
ク、迂生ニ於テハ、庶テ御断リ申上候。且當県議員居
住町村之儀ハ、取調不日御回申上候也。L

大直寺の返書の内容は、明治九年の官送原会から、同
十二年の公送原会に大きく変わったことを高く評価し、政
府へ藩閥政府というより、天皇を擁した朝廷という考え
方が濃厚であるが、人民の事情を考慮し、徐々に自治の
権利を振興させる意図であることを強調して、国会開設
の時期は、政府にまかせること、我々から催促すること

は明治八年の聖詔に対して恐れ多いことであるとし、
いよく断わつてゐるのである。

普通、五ヶ条の御誓文や、明治八年の聖詔は、自由民
権運動の側から逆に利用され、政府の進歩性をおたて、
国会開設を実現させる方便として用いられることが多い
のであるが、大道寺の立場からして、それを意図したと
はとうてい思えない。むしろ積極的に「朝廷」という言
葉を使い、政府を擁護し、その可用性をうたうことによ
つて、人民の受ける怨患の大きさを強調するのである。
いかに疎遠の地にしようと、県会議長のこの態度は国会
を一步進め、民権運動の素地を作る上で、大きなマイナ
スであった。と同時に当時の本県のおかれた民情という
ものの障害を痛感せざるを得ない。ちなみに隣県である
岩手県の受けとめ方や、梅井提案そのものの動向につい
て若干論述したい。

岩手県会議長上田農夫が、この提案に対して「国会開
設ノ儀我地方人民ノ既ニ冀望スル所ナル」と、回答を送
つたことは前述したが、岩手の日進新聞でこれを支持し、
更に当時の岩手の民権運動の中心をなしていた「求我社」
が発行の「盛岡新誌」でも、次のような賛辞を送つてい
る。

「岩手モ本郷ニ新町上ニ、千葉県会議長梅井静氏ハ全
国府県会議長ニ諮詢シ、東京府下ニ一大会ヲ開キ、國

会設立ノ法案ヲ議決シ、政府ニ懇請シテ其詔可ヲ得ン
トスルノ書簡ヲ讀ミ、以謂ラク民権議院ノ建言者出シ
ヨリ、志士論者陸続トシテ輩出シ、国会ノ國家ニ危要
ナルヲ論ジ參政ノ自由ヲ得ント熱望シ、与論翕然トシ
テ之ニ帰スト雖ドモ、数年ノヌキ未ク此ノ事ヲ謀ルモ
ノアラズ。特ニ静氏慨然トシテ地方税ヲ可否スルノ少
議件ニ甘止スルヲ嫌トセス、進ンテ此等ニ自任シ一身
ヲ以テ犧牲トナシ、公衆ノ為メニ権利ヲ伸張セント謀
ル。其慷慨激昂ノ氣凜然タリ。吾輩ハ感奮案ヲ撃テ進
取敢為ノ氣象ヲ嘆賛セズンバアラサルナリ。」(オニ
八冊=十一=五)

梅井静の提案が、盛岡新誌記者をしてかように熱狂せ
しめたことは、この提案がいかにタイムインク良く、時代
の風潮に乗じたものであつたかを物語る。と同時に、岩
手のみならず、新浮ではこの提案を契機に全県の組織運
動が始まり、岡山県会でもこれに對応して、山陽道諸県
会議連合会の設立、さらに国会開設請願へと発展して
いくのである。(内藤正中「自由民権運動の研究」一六
七頁)。これらの影響を考へ合せる時、梅井静提案の果
した役割を、過少評価するわけにはいかない。

しかしながら、彼の提案のものの限界や信頼性を疑ふ空
気が、全国各地に見られたのも事実である。前出した同
号の盛岡新誌においても、次のような意見が述べられて

いる。

「粹氏ハ千葉県会ノ議長タルモノニ非ズ、ト物議ノ囂々タルニ因リ、吾輩ハ頗ル疑心ヲ抱キシガ頃曰東京日新新聞ヲ閲シテ、其然ラサルヲ知り、之ガ爲メニ愈々疑心ノ凝結ヲ致シ、情懷鬱々トシテ更ニ衆マカリシガ、忽焉トシテ思フアリ、嗚呼粹氏ノ氣概ヲ以テ何ヲ苦シ示議長ノ名ヲ偽ルヲ俵ン。極メテ疎漏者ノアル有テ、其訛傳談認ズル所ニ出シモ、タルヲ信認セリ。何ントトナレバ、則チ國會ノ開設ヲ畫策スル、独リ府県會議長ニ依付スベキニ非ルナリ。苟モ、日本国土ニ生スル者、日本政府ニ袒袒ヲ納レ、日本ノ政事ニ参予シ、共ニ日本回勢ノ壑張ヲ願ヒ、日本ノ福利ヲ欲スルガ如キ、乃チ日本國民ノ心情ナレバ、決シテ國稅ヲ納ルノ多キモノハ愛國ノ心必ズ深ク、國稅ヲ納ルノ少キモノハ愛國ノ心必ズ淺キノ理ナキヲ以テナリ。」

この盛田新説の国会開設運動に対する姿勢については後述するが、この意見の重要な点は、「國會の開設を畫する者独リ府県會議長に依付すべき」ではないとする人民意識である。更に國會を希望するのは、納税の多寡に關係なく「日本國民の心情」として必要とする平等感である。桜井提案を多としながら、その偽証を惜しんでいるのである。

桜井が自らを県會議長と偽つたのは、その影響を考へてのことと思われるが、事実県會議長ではなく（千葉県

史）一村會議員であつた。⁽⁷⁾ そのことが新聞紙上で暴露されたことにより、呼びかけられた各県の議員も、其等に応ずることゝ致した。巨模様である。青森県の場合も事情は異なるにせよ、呼びかけに応じなかつたことは前述した。もともと、この桜井提案は、実現に困難性をもつものゝならず、十二年四月に集會条令が公布されたことも關係して、ついにその地方連合会は実現出来なかつたものと考えられる。⁽⁸⁾

次に、この桜井提案を契機として起つた論争について述べたい。この桜井提案を受諾した岩手県會議長の態度を不満として、青森新聞記者小川涉が「国会開設尚早論」を唱へ、これに対して、岩手の日進新聞が反論するという、明治七年の中央論壇における民権論争の再現を思われる論争が、明治十二年代のこの方ちのくにおいて行なわれた。次章において、これについて論述したい。

註

(1) 当時の県会の様子を知るものとして、青森新聞、村文雅誌などがあるが、盛田文雄「青森県議會議史」、小野久三「青森県政治史」が詳しい。

(2) 津軽藩の重臣、廢藩置縣に際し、旧藩と県庁との事務引つぎの責に任じた。明治十二年県会開設されるにおよび県會議長にあけられ、十九年までの間に三回當選、議長をのこむ。（弘前市史 明治大正昭和編、年表、人名録十三頁）

(4) 明治九年八月盛岡にて創刊、最初月三回発行から後隔日、日刊と与る。十六年一月改組、その後「岩手新聞」に改題し、変遷を経て現在の岩手日報となる。当時県の保護奨励により成長、不偏不党をモットーとしていた。(地方別日本新聞史二十二頁)

(5) 内藤正中「自由民権運動の研究」一六七頁では、桜井提案は全国各地より「数月を出でずして以て好果なる同議の回答」を得、続いて十月には「府県会議員外吏ニ有力名望著名家諸君ニ周旋委員ノ嘉納ヲ得テ」團結強化をうたつた一書を配布し——鈴木安蔵「自由民権」一三四頁引用——十三年一月には、「十三年五月十五日ヲ以テ東京兩國中村樓ニ於テ各位出會ノ期ヲ俟テ妥議可決ニ準拠シテ出會ノ法案ト認可懇請ノ順序方法ヲ討議セント欲シ」て「國會開設懇請投議出會規則」——を明らかにした、とある。それが正しいとすれば、本文における十月の東京での出會は、翌年五月に延期され、十月には團結強化の一書を配布したに過ぎなくなる。がしかし、出會そのものが実現したかどうかはわからぬ。出會規則が出された時期についても、九月発行の日進新聞にすでに転載されていることから、註(4)の史料に見られるような翌年一月に出會規則を明らかにしたとは考えられない。主内容が若干異なるように、改訂版を出したとも考えられる。

(6) 明治六年二月盛岡に発行。名は、童蒙我に求むるの

句からこの名もの。西南戦争後自由民権思想の影響と、岩手における民権運動の先駆者鈴木舎定の指導によつて、岩手の民権運動の拠点となつた。(前掲書二二頁、伊東圭一郎編「県政物語」一三六頁)

(7) 前記の求我社から発行された政論新聞で、後岩手の民権運動の機関誌として、多くの購読者を得る。月二回発行。政治評論に重点をおき、執筆陣は鈴木舎定を中心に鶴飼節郎、橋次慶郎、小松重志など。県の公布紙として県から補助を受けていた。「日進新聞」を極端に軽蔑し、紙上での激しい論争が絶えなかつた。(前掲書二二〇二三頁、分味準之助「日本政党史論才」巻二三八—二四〇頁)。なお盛岡新聞を素材として岩手の民権運動を扱つたものに鈴木彦次郎著「自由の征矢」がある。

(8) 桜井静は千葉県香取郡に生れ、明治七年まで千葉県庁に出仕。同八年東京に協学。十年千葉へ帰り、武射郡小池村の桜井県の養子となり、村会議員をした。十四年には「絶房共立新聞」や「東海新聞」を発行して民権を張つたが、のち渡米したりして殖産梁業に活躍。(色川大吉「近代回家の出發」一二二頁。)

(9) 内藤正中「自由民権運動の研究」一六七頁参照。鈴木安蔵前掲書一三六頁以下では、予定通り会合が成立したものとされている。

(10) 才三章参照

(山)民議議員連白書が発表されるや、加藤弘之の尙早論、
慶應公苑の駁論、加藤弘之対大井憲太郎の論争、森有
礼、西岡、津田稟通、西村茂樹、福地源一郎らも加わ
り一世を風靡した。(「自由党史」上、岩波文庫版九
七—一三五頁)

第二章 国会開設論争

青森新聞の記者小川涉は、明治十二年八月三日付に「
国会開設ノ儀迷惑ナリ。人民ヲ惑ハス。其迷惑ヲ挽起シ
其惑ヲ予防スル」という論説を掲げ、「国会開設ハ岩手
人民ノ希望スルトコロ」とした日進新聞に対して論評を
加えた。

彼は、国会開設の時節を待つべき比喩として、

「余ニ女子三人アリ、長ハ八歳ニ滿タズ、幼ハ漸クニ
歳、之ヲ育シ之ヲ教ヘ、以テ成長ノ後、後仇ヲ得サシ
メント欲スルナリ。然レドモ、之ヲ早キニ失スベカラ
ズ、又、屋キニ失スベカラズ。父母ハ其ノ智識ト其年
令トニ因リ、以テ之が配偶ヲ得セシムベキナリ。」

とし、人民を八才以下の女子に譬え、結婚は早くても遅
くてもいけない。父母(政府)はその「知識と年令」を
考慮しなくてはならぬ、と皮肉る。

更に、日本全国の人民を一商人に譬え、

「今一商人アリ、一千円ノ資財ヲ有シテ材木ヲ買ハン
ト上ニシテ、政府ニ於テ、森林千万本ノ伐採ヲ有シ、伐
採ノ期既ニ至リシカバ、其中百万本ヲ一千円ニテ売却

スベシコトニナリシヨ、商人ハ、百万本ヲ売却スル位
ナラ、九百万本ヲ売却シテ、可ナラントテ要請スルニ、
政府ハ、之ヲ急ニ伐採セバ、陰晴雨暘トモ調ゼズ、旱
魃、患留アルヲ恐レ、漸々ニ売却セント欲スル者ニシ
テ、商人モ更ニ九千円ヲ調度セサルベカラズ。其患害
ヲ尙ハズ自家資財ノ乏シキヲ顧ミズシテ、要請スルモ
得ベカラサル所ニシテ、今、国会開設ヲ要請スルモ此
ニ異ラサルナリ。」

とし、今、人民が一千円の「資材」(人民の知識浅隘)
で、政府の森林の千万本の「材木」(政事の万機)を異
おうとしても無理である。政府は百万本の売却へ地方税
以下を議する(国会開設)をしたのだから、それが今の所
適度であり、残り九百万本の売却を要請(国会開設の要
求)するのは適度ではない。むしろ伐採を急ぐことによ
つて「陰雨旱魃の患害」を招くようなもので、「自家資
財の乏しきを顧み」ない行為である。国会開設の要請も
これと同じことだ、とする。そして、

「今ノ人民ニシテ国会ヲ開設セバ、塗方塗轍モナキ患
害ヲ醸成スルヤ照然見ルベキナリ。」
と断じ、

「余ハ我政府ガ国会開設ヲ欲セサルニ非ズ、極メテ熱
望スル所ナリ、ト雖モ、其時節到來ヲ待ツ者ナリ。……
政府ハ、人民ノ便否自治ノ精神ト地方政府ノ実施利
害ト、即チ地方ノ実形ヲ熟視スルノ用心ノミナシバ、

仮令全国議員が総力を尽して要請スルモ、准許ス可キノ時ニ非ズ。」

とする。即ち、政府は国会を開設したいのだが、その「時節到来」を待ち、「地方の実形を熟視」しているのだから、国会開設は尚早であると主張している。政府の胸明性をうたい、未だめざめぬ人民の存在を強調するのである。

これに対して、日進新聞記者矢幅政教は、「小川君ノ迷夢ヲ喚起ス」と題し、同年八月十七日付の論説で曰く、維新以来の若手人民は、(一)「地方官ノ教導ニ因り人民漸ク事理ヲ弁シ昇屈心ヲ脱スヲ得」たと。さらに(二)「明治八年ヲ以テ、園県人民ヲシテ地方経済ノ議ニ参与セシメタルニ依テ、頓ニ智識ヲ進シ精神ヲ鞏固シテ、国会ヲ冀望スルノ度ニ至」たととする。従つて、小川の国会開設の時節を待たざるべき比喩に対しては、次のように反駁している。

まず最初の譬えには、教えれば「如何様にもなるべき人民」と、教えても「自然の時節」に左右される女子の結婚とを一緒に考へるとは、「方角違ひ」であり、「迷夢」である。と軽くいなし、次の「陰雨早魃」の比喩に對して、「夫れ国会開設の渥速」は「民知」の一点在るのみとしながら、民知既に高まり、政權を分与しても差支えな程になつてゐる。このことを無視した譬えは困る。仮に、「材木」九百万本を買つたための「資財」九千

円が、今すぐ無くても、「材木」が手に入れば、徐々に「資財」が出来るというもの。「政權」が与えられることによつて「知識」も向上する。要は、国会開設をして、人民を胸明の域に到達させるのが、政府の役目であると明言するのである。

小川は再び、奇森新聞の論説に次のよう反駁を載せた。

「若手県下ノ人民ハ維新以來地方官ノ論導ト、五年前ヨリ惣會議ヲ創キタルノ功ニ因リ、智識兩進シ、精神発起シ、方今既ニ國會ヲ冀望スルノ度ニ至レリ。ト云ト雖ドモ、智識ニ高尙アリ、精神ニ厚薄アリ、仮令、人民ガ國會ヲ冀望シタレバトテ、眞ニ智識ヲ進シ、精神ヲ発起スル者トナスハ、誤リナリ。今、其所謂兩進發揮ハ、何ノ点度ニ在ルベ、若手人民ニシテ、其点度ニ達スルナラバ、眞ニ誓祝スヘシト雖ドモ、恐クハ眞点度ニアラサルベシ。而シテ、國會ナル者ハ、全國人民ニ関スル憲法ヲ議定スル者ニシテ、容易ナル事ニ非ス。全國人民ガ、眞智識ヲ進スル者ト、眞精神ヲ發揮スル者ト、政府ガ施行シ来ル所ノ政務トヲ、商量詳察スルニ非ス。ンバ、國會ノ可否ヲ論ス可カラズ。然ルヨ、今ニシテ國會ヲ望ムナドトハ、即輕躁論者ニシテ愛國君子ノ取ル所ニ非ズ。」

彼の日進新聞に対する論駁の趣旨は、知識の高低、精神の厚薄を無視して、単に国会開設要求の現象のみをとら

た、「進進発揮」に到達したと考えるのは間違つてゐる。国会は「全国人民に關する憲法を議定する」(1)大切なところであるから、人民が「政府が施行し求める所の政略」を「商量詳察」するだけの知識と精神を有してから、「國會の可否を論」じなければならぬ。その水準に達してないのに國會を望むのは、「輕躁論者」であると言ふことである。「急進」を「輕躁」と見、「國會ハ大華ノ大事ナレバ、政府ノ決シテ准許スベキニ非ズ、若シ政府ニ於テ准許セバ、輕躁政府ト謂ハサルヲ得サルナリ」とまで言うのである。

この意見に対しては、当然のように反論があり、同じく日進新聞記者矢幅は、同年九月十日付論説で、再度の論難を試みている。その趣旨は、小川記者の「大磐石なる勳見識」には恐れ入りだが、「三千五百万の人民」全てが、「真点度」に達するには百年もかかる。「政界人民の進歩」といふとも、そうではあるまい。仮にそうとすれば、「世界才一の國會を我日本國に現出す可し」と皮肉る。さらに、「國會を開設しないで、人民をその進歩に到達させることは、「理」あつて「実」なし。今ベ」各地方に憲法を議定するに足る可き才學の士あらば、此れ即ち國會を庸く可きの度にして、方今國民の進歩既に至る」とし、「人民、又國會を希望するの念を生じ、本論も亦既に帰着せり」。この中にあつて國會開設前早論を唱えるのは、「唯独り小川先生あるのみ」(2)と、嘆じ

てゐるのである。

更にこの論争が、盛岡新誌にまで波及し、同誌において二回に渡り西新聞記者に反駁してゐるのが面白い。明治十二年八月二十二日発行盛岡新誌二十三号「奇怪なる或青森新聞の論説」と、同年八月三十一日発行同誌二十四号「日進記者に償す」がそれである。

同誌は「國會ヲ開設シ政權ニ干セザレバ、自治ノ精神ヲ振揮シ、愛國ノ心志ヲシテ既全ナルシムルニ由ナキガ爲メニ、急進黨取ヲ以テ一大主義トナス」とその所信を述べ、日進新聞の論調に大体賛同し、青森新聞を批判する。が一方、日進新聞にも若干向題ありとして、二点に渡つて疑義を呈してゐる。

まず前者から論述するならば、小川が「萬歳ナル勳見ヲ以テ同胞ノ志望ヲ挫」し、「詰餘ノ幼婦ニ比」し、「之實ノ商人ニ擬」し、人民の無知無力を強調して、「悠久漸進ノ説ヲ主張スル」は何故か。と問い、それは「漸進ヲ以テ名トシ、敢爲ノ氣度ニ乏シキヲ掩ハン」が爲か、さも反くは、政府の「持重ノ形狀アルヲ見テ」へのらい従ふ意図なのか。また國會というものは、「政府ノ意向ニ悖戾シテ……苛酷ノ賦税ヲ收斂シ、同侪ヲ駭殺シテ塗炭ニ苦シメ、言フベカラサルノ禍害ヲ醸成スル」場とでも思つてゐるのか。といふかる。小川の論に、行動力の欠如や、政府への気がね、國會の持つ機能面への認識不足が見られると、厳しく批判するのである。

特に人民蔑視を鏡くついで

「嗚呼今日ノ人民ヲ尙ホ幕府压制ノ下ニ屈縮シ、無知無力ニシテ自由ノ何タルヲ知ラズ、權利ノ何タルヲ識ラズ、其施爲スル処ノ理盍ヲ問ハズ、唯々諾々トシテ一ニ其驅使ニ従ヒ、其制驭ヲ受ル、恰モ幼婦ノ弱態ニシテ、嘸々泣涕ノ外爲マ所ヲ知ラサルト一般視スルカ」と「痛哭悲慟」し、局地の又を見て全体を討らんとすることをやめ、人民の進歩と与論の動向を信じ、大局を「觀せよ」と警告している。

一方「国会ヲ開設スルニ於テ其人知ニ乏シキヲ慮スル勿レ」とし、維新の功臣も最初から政治経済に熟達していたのではなく、その地位にのいてから今日の善政がある。だから、「国会ヲ開設シ政推ニ干シテ」後に「知識の南達」や「精神の旺盛」をはかるべきだとする。今や、板井静提案のように「同心協力国会ヲ創立スルノ方法ヲ議決シ、政府ニ懇請スル」時期であり、吾同胞の力を信じて、「公衆ノ爲メニ身ヲ犠牲トスル」覚悟でやるべきだと訴えている。

盛岡新誌の政府観は、「我實明政府」とおぼえて上つてゐる如く、元年の五ヶ条の御誓文や八年の聖詔の意義を認め、改進黨、開明な政府と現れている。この点は、小川と何等変りないのであるが、政府は「頭腦」であり人民は「心血」である。「政府ノ勢力ハ即チ人民ノ養成スル所

」であるとするところから、本質的に異なってくる。「精血（人民）衰弱ニシテ腦力（政府）盛強ナル理ナシ……」に註「筆者」。しかるに政府が人民をないがしろにするとするれば、それを摘出して是正しなければならぬとする。この主張は、政府を作るのは人民だとする強い民権思想が現われており、日進新聞の論調より鋭い。

のいで後者の「日進新聞に實す」という二点の論拠について考察する。その二点とは前歴史料の(一)と(二)に對してである。即ち(一)においては、人民が「事理ヲ弁ジ昇進心ヲ脱スル」ことが出来たのは、「地方官ノ教導ニ因」つたのではなく、「権利論」や「自由説」を紹介し、「開明ノ思潮ヲ」惹起した新聞記者や学者の功績である。(二)においては、明治八年の会議たるや「僅々タル官吏ノ集會議事」にして、「人民ヲシテ地方經濟ノ議ニ参与セシメ」たのではない。それをもって「智識ヲ開進シ、精神ヲ發揮シ」たとするのは誤りである。政府が「施政ノ便宜ヲ謀ル爲ニ」設けたものだ。とその性格を見抜いてゐるのである。更に十一年のものも、民権とはいはなから、参加者は戸長ばかりであり、「人民が純粹ナル地方經濟ノ議ニ参与シ得たものではない。十二年になつてはじめて「純乎タル人民會議」が開かれたのであり、「会場ノ体裁ト云ヒ、議論ノ要領ト云ヒ」、先の「官吏ノ集會」や、「戸長混雜ノ會議」と比較すればその優れていることは言うまでもない。是内人民の多い「此議會ノ

ミニ依テ、国会ヲ冀望スルノ度ニ至ツレトのたとする。府県会設立の意義を高く評価し、これを甚盛にして国会開設を要求するという姿勢は、全国各地で見られたことであるが、盛岡新誌もこの機会を充分に認識していたといわねばならぬ。日進新聞が、県の保護を受けていたこともあり、地方官の存在を必要以上に意識していたのに対し、盛岡新誌は「人留南進ノ一点ニ至テハ、固ヨリ地方官ノ預リシ所ニ」ないと断言し、県令との一線を画している。このことは、小川が地方官による人民の教諭・善導を期待していたことも比較する時、人民に対するかなりな自信と、自治的精神に満ちた意見といえるだろう。

以上、三者の立論をがいま見る時、人民をどう把握したか、国会の果す機能をどう見たか、というその視点や認識の違いを知ることが出来る。

小川は、人民の「進取の気象」の乏しいことを憂え、「人民ノ進取気象ニ乏シキハ、其ノ乏シキ所以ノ者アル可シ。故ニ其氣ヲ補翼セント欲セバ、先ツ其乏シキ所以ノ者ヲ養育セサル可カラズ。人民ヲシテ其智識精神真点ニ至ラシメバ、進取ノ気象自ラ乏シカラサルニ至ル可シ」とし、何を以てても人民の「知識、精神」の向上が肝要だとする。国会開設という政治的施策よりも、人民に対する教育の必要性を強調している。

このことは、反民権論の立場から国会開設前早論を唱

え、明治八年以降の中央論壇に論争をまき起した、加藤弘之の論に近いものである。加藤曰く、人民を進歩せしめ、「敢為の氣」を起させるには、「決して確議院の設立に由て得べきにあらず。殊に学校を興し人材を教育するの漸に由るべきのみ」(前掲「自由党史」一。一頁)と。即ち、今は人材教育に心をを用いて、やがて議院を設立するべき南明国とするのが順序であると説く。特に未だ南明の域に達しない乃ちのくに住む小川にとつて、この加藤の論に影響されることが大きかつたに違いない。また福地源一郎とも親交のあつた小川は、東京日日新聞の尚早説に依拠したことも考えられる。がしかし彼の尚早説は、彼等の拙く政府を擁護する為のものではなく、真実地方の事情に立脚したものであることは次章において述べたい。

一方、日進新聞の矢幅は、小川が人民に求めているのは、理を知り直を行なう所謂孟子の「浩然の氣」であり、これは確かに無理である。しかし、「進取の気象」とはそれと異なり、民をして鼓舞する「奮發敢為の氣」であり、この氣はもうすでに人民において熟しているところである。この期に国会を開設すれば「物産興ルベシ、工業精ナルベシ、兵力強ナルベシ、而テ独立ノ國推ヲ保持スベキナリ」と云う。民権論者に内在する國權的民権論の主張が見られる。

人民をどう見るかによって両者の視点が異なってくる

のであるが、国会の果す役割を我々の「国権」の拡張としてとらえる論は、民権議院設立建白書をはじめ、その後の国会開設建白書にもほとんども見ることが出来る。しかしながら、明治十二年十一月の才三回愛国社大会以後、民権派は、「国権」の拡張よりも、まず「民権」の伸張こそが当面の主要な目標であることを明らかにした（松尾章一「自由民権思想の研究」四六頁）。従つてこの日進新聞の主張よりも前進した盛岡新誌の主張に、その積極的意味を見い出すことが出来る。

青森県における明治十三年代の国会開設建白書や、民権運動の概文に見られる国権的民権論については、既に考察したが（拙稿前掲論文）、全国の民権論者の宿命としての国権拡張論についても、多くの論者がある。ここで問題となるのは、小川をして、かような人民意識を持たしめた青森県という土壌、さらには小川の思想的背景は何かという点についてである。その究明が、今後の青森県の自由民権運動を研究する上で、重要な視点となるものと考ふるからである。

註

(1) 明治十二年三月六日創刊、隔日発行、明治十年発刊の民権系北斗新聞の再興で元木貞雄、陸奥、小川涉が中心。現在の東奥日報の前進。なお、青森新聞に關しては伊藤徳一「東奥日報と明治時代」が詳しいが、その発行期間、回数、郵致に關する論考として、筆者の「

青森県に關する若干の資料」と題した、弘前大学国史研究会での発表がある。

(2) 小川が青森県において民主的な代議政治の精神に接したのには、東奥義塾に招かれていた宣教師ジョン・インタによつてと思われる。「小川涉氏彼ノ米州（オーストラリア）遊學ノ語ヲ録シテ以テ、広ク吾好利社会ノ厄弟ニ告ク。其語ニ云、吾米回ノ青年生々常ニ才一主眼トナス所ハ、成業ノ後議院ニ列シ大統領ヲ撰挙スル、此ス其人ヲ謬ラサルノ智識ニ至ルヲ期スルノミト（後略）」（青森新聞才一五四号明治十三年二月六日、外覽覚感「議員撰挙者ニ告ク」）撰挙人の此構え、知識の向上の必要を画感している。

(3) 小川接三氏（小川涉の実子）の筆者宛の書簡では「父の日帰は武士的でありました。しかし、思想は福地源一郎などに似て居たかと存じます。同翁も北海道の歸りによられたことがあります。」とある。

才三章 小川涉の思想的背景と

当時の長情

小川の国会開設論早論の依つて来る思想的背景には、小川自身の物の考え方や、中央論壇の影響を考へることが出来るが、斗南藩士として青森県に移住した官吏や、新聞記者を経験する中で、当時の青森県の民情に接し、その後進性を苦慮して之論せざるを得なかつた面が濃厚

である。戊辰の役に敗軍となつた会津藩士として、薩長奸賊の意識に燃えていたとはいえ、辺境の地に於ての生活は、むしろ地方官への反感と、人民への不信をかもし出し、明治政府への明確な対決を拒否したものと思われる。がしがし、互いに戦いを支え、はからずもその勝利故、天下の大勢をぎりうじているかつての薩長人士に対する不満は大きく、官途を捨てて、教育者、啓蒙家としての一生を送るのである。

彼の思想と、当時の県民事情を知る上にこの上ない史料として隨筆「陸奥事情」がある。この中で彼は津軽と南部の尺牘の異同を論じ、県会議員の愚を指摘し、かような人民を統治するための方策を呈している。

まず青森県の人民は「無氣力なり、無智識なり、鄙屈なり、固陋なり、怠惰なり、教化に浴せざるものなり、礼讓を知らざる者なり」と酷評し、中でも津軽の民は「愚にして黙なる」、南部の民は「愚にして真なる」とする。例として日常の言動や、議員の議場での発言をあひ、津軽の民は「直接に論せず間接に迂回し、或は人を遣つて事をなす」し、議場においても僅々と論せず、会議後「他を批判し」、「議事の異見」を述べ、南部の議員が「議事は議場に於て論ずべし、並旅に於てすべからず」というのは正しいとする。このことは同年代に発行されている「南文雜誌」の「県会傍聴余論」(才五号)などでも不満を指摘しているし、一般にそのような状態で

あつたと想像される。

さらにまた彼は、人民の貧富の差に注目し、津軽の民は「富饒」であり、南部の民は「貧窮」であるとし、それは双方の藩政の豊いと「土質の沃穠」に起因するとする。「南部の下等の民に至ては北海道の土と異ならざる」とまでいい、衛生觀念も低い文言の民であると慨嘆する。そこで、

「如此き民を統治する官吏は、飽くまでも注意して愚慮を凝さざれば、大なる禍害を醸すべきは論を待たざるなり。然らば之を統治する自由自治を主義となすか、特に誘掖引導を主義となすか。……自由自治を主義となさば、甚だ其適度を失して徒に政理に馳て、官民の間に於て非常なる軋轢を生むんとするを懼るなり。故に誘掖引導を主義となさずんばあるべからず。」

しかし、中央政府は、全国を平均して画一主義をとり、自治自由の権限を分与しようとしている。「全国中最一「下等」の適度を究る時、当事者の最も注意しなくてはならないのは、「誘掖黨團」を加えることである。其適度を向直えてはいけぬ。

「故に人民に接触する郡吏其人を得ざるは、地方人民の一大不幸なり(中略)譬へば中央政府は船主なり、地方政府は船頭なり、郡長水陸を指示する所の引導者なり、戸長は執筆者なり、人民は乗客なり(中略)故に人民に接近して其俗情に画じ、其誘導者なるものは

戸長其人にして、郡長之に次ぎ、地方政府之につく。三つのもの備へて始て活躍するべく、中央政府の目的達すべし。」

中でも誘導者としての郡長に其人を得なければならぬ。郡長の責任は重く、大きい。

「人或は曰く、人民愚なり、故に官吏も愚にして可なりと。これ大なる謬見なり。他の地方の人民は智あり、当地方の人民は愚なり。故に当地方の人民をして、他の地方の人民と肩を並べしめんと欲せば、誘導者たるもの非常の勢力を費して、徒に自由自治に任せて傍観すべからざるなり。へ後略。」

小川にとっては、当時の民衆の民衆が低いことを痛感するあまり、中央政府の進歩性に眩惑されているきらいはあるが、決して人民を愚なものと見て見離しては居るのではない。政府の糊明的政策をもつとも推し進め、人民をしてその水準に達せしめるのが、県吏や郡吏などの地方官であり、この地方官の姿勢を正すのが真のねらいであった。

従つて、政府のいう自由自治をはき違へ、地方官が政務を怠ることを痛切に批判したものであり、「尺百の事務を区處して、其実に当る」地方官の少ないことを慨嘆したのである。誘掖引導というのは、人民の爲に仕事をし、果並に全国民の民衆を向上させる地方官の資質を指しているといえよう。

彼はさらにこの「弊弊事情」において、郡書記の官金糧領や不正支出、官吏が一旦民間にまかせた納税方法に干渉し、増税を図つたこと、山林扇賣の不正への不満などを述べている。特に地租改正への不満をもつともし、南部の地租軽減一握のこと、南部の地価の不当なこと、それが岩手県より高いことなどを指摘し「岩手の民は幸にして、地方の民は不幸の甚しきなり」とする。また南部の雇馬仕法金の收支を、人民の自治にまかせておきながら、官吏が干渉したことを不当とし、「それ曠る圧制に涉り、自治の氣力を抑制するの所為」と批判している。かように小川は、政府の糊明性の中に屈伏しながらも、人民の中に芽ばえたる官的、自分的動きに大きな离心を示し、共鳴し、それを助長する上にも大事な要として、地方官の見識に期待している。これらの背景を擧げた時、前章に於て述べた彼の國會開設論も故無しとは言えない。彼自身、政府の糊明的政策の偽装を鋭く追求することにはなかつたが、「正利の仇敵」新聞紙系令にひのかかり、数回の筆禍を蒙り罰金や禁固に処せられている。及官的発言を勇氣をもって言つており、明治政府、特に藩閥政府といふことに対して、常に批判していたようである。「奉明天皇を殺し、強盜的存手段で三百餘萬を喰ふ幕府を倒し、然も幕府の政策をそのまますすみ、幼帝を並にして勝手な事をして居る。維新は百年続かない……神が許し給う筈がない」と公言していたといふ。

幾度かの告発で見かねた友人の忠告もあつて、発言も多少控える處はあつたらしい。前述の彼の主張に、若干の配慮がなかつたとは言えない。

また彼の主張に、青森県に住むことによつて得た貴重材料は驗から来るものがある。斗南藩士として下北(今之土名部)へ移住し、同志と共に深刻な生活問題に直面し、つゞがて青森県の役人になるに及び、明治七年まで、地方官との接触、民衆把握の経験をしている。果して論當時の書誌として議員と向格の動きをし、青森新聞を定して暴政の発展に動めた。果會議長大直寺とも親交が密で、國會期議運動に關しては共に批判的態度をとるが、場所は違つていた。しかし、兩者とも國民の實情を見るに共通するものを持つていたとはいへない。

彼の思想は、陸奥が彼をして「和洋折衷の學を身に付け、萬学の士であつた」(古田十郎「山鹿元次郎小伝四八頁」)と評している如く、諸學尙に寛容な胸懐を示した。まず神學と儒學は、幼時會津藩日新館に学び、後江戸巨匠學に首肯することによつてさらに深めた。日新館の教育については、彼の著書である「會津藩教育考」に詳しいが、藩主や有司の「誘校兼陶の深切なる」をしのび、「士庶心魂の在る所は皆教育に基き来り」として、彼の「一以て支配するのである。斗南藩に存つてからも日新館は再興されている(奥の原藩流「館の實態」以前から明治精神を繼承する)。會津公松平家が代々神道であり、小川家も

斗南末神道であつた。が日新館は儒學にも力を入れ優秀な者昌平黨へ進學させた。小川はこの藩主への恩義に報いるため、賊軍の將となつた藩主敵寇運動にも奔走している。

蘭學の勉強は、維新の激動期に外人に接触することによつてなされている。藩命を受けて新澤での武藝調達の際、長岡藩士河合健之助と意気投合、フランス人より汽船を買わんとしたり(小川著「しぐれ草紙」)、敗戦後オランダ人カステールの家に隠れてオランダ語、フランス語を學んだ。そこから秘に外面に思ひをはせたが、意をとけなかつたようである。彼は、「文母屈ます時は、遠く遊ばす」の語を守つていたようで、そのことが新思想受容の障害になつてゐる。

しかし彼は信仰において仏心こそ深かつたが、キリスト教に對しても大きな関心を払つていた。よく聖書を讀み、後明治三十七、八年頃には洗礼を受けている。漢學を學ぶ青年に「天曰」という言葉がある。キリスト教の神曰「天曰」の方が明確である。教会に行きなさい」と勧めたといふ(小川撰三氏談)。

かような巾衣ない教養をもとにして、彼の晩年に至るまでの交友關係も多岐に渡つてゐる。⁽⁷⁾がしかし、ここで、彼をしてなぜ民権運動を否定的にとらえせしめたか。その理由について若干推察してみたい。

それは、本多や菊池が佐幕派として維新をくぐりぬけ、

階級の鎖するまで横次や慶応義塾へ通学し、新思想を感
得し、帰国してからもキリスト教徒として万人平等の教
えをなめ、宣教師ジョン・インクの薫育を受けたのは
異なり、小川の場合は、敗者として北奥の果て下北に移
住させられ、そこで苦難の生活を積むことから、西洋の
近代思想に接触する機会が少なかったことに起因しよう。
●本多多太郎と藩を異にしていた彼にとつて、その壁は
大きく、彼の思想を喚起せしめるには年令的にも限界が
あった。本多らは、当時盛んになりのつゝあつた民権の影
響を受けて帰郷した、美整の学生伴野雄七郎の献言で、
本奥の運動を開始したと想定されており（小野久三書前
往書四八七頁）、そういう同志を持たない小川にとつ
て運動の傍観者たるを得なかつた。

しかし彼は、役人の経歴、言論人としての立場から、
明治政府の方針や、中央論壇で展開されている思想を掛
念し、彼独自の思想を形成していったものと思われる。
当時の民権運動論者の中に「思想の單純なる者」⁽⁴⁾や、士
族民権に特に「封建的愚民観」⁽⁵⁾があつた時、また果内
において回会館設請願の会議が「封建復古会議」と向直え
られ驚いている（「青森新聞」明治十三年三月七日）こ
どを思う時、彼の思想が時代を大きく認識していたとい
ふ点で、意味があるといわねばならない。

その後の回会館設運動に対する小川の考えは詳らかで
はないが、彼の所屬する青森新聞は、回会館設を唱える

本奥唯一の言論機関として活躍するし、彼も同僚の記者
である陸奥と共に、回会館設請願の集會やその動靜の取
材に歩いている。彼本来の主張は変らなかつたとしても、
本多や菊池の影響を少なからず受けたと想うし、陸奥が
十三年三月青森蓮華寺の回会館設建白會議に参加し、二
名の委員の一人として建白書依成に参与した（「経緯
九四」）ことなどから、彼自身の發言は蓋し控え、むしろ
好意的に靜観していたのではなかつた。

ともあれ、一部の動きに眩惑されず、果全体の民情を
考慮したところに、彼の思想のものの限界と意味を窺い出
すことが出来る。

註

(1) 小川換三氏蔵。内容から判断して、明治十二年頃のモ
のと思われる。

(2) 工藤欣一「八戸の歴史下」一八七—一八八頁では、こ
れがもとで起つた産馬騷擾事件の民権運動への位置の
けがなされている。

(3) 青森新聞才四五四—四五五の寄書欄内にある「北海漁夫
」という人の論題名。新聞紙条例、集會条例を批判し
た論文。これによつて小川は筆禍にとらわれている。

伊藤徳一「東奥日報と明治時代——東奥日報社史——
一〇頁」

(4) 小川換三氏談。「父を当時変人、奇人扱しておつたが、
昭和二十年の敗戦で見事父の言葉があつた」としてい

る。氏は現在東京に在住し、各善牧師をこれている。この論考も氏に教えられるところが多い。

②外人を呼び、強農による開拓を試みた。その後、弘前のインスマン李多も訪ねたという。現在の日本基督教団田名部教会が小川の屋敷跡とされている。(古田十郎「山蔵元次郎小伝」四八頁)

③陸奥南の実名。小川とは青森新聞記者時代に同僚として親交があり、その後互いに影響し合った。陸の「日本」新聞にも小川はよく寄稿した。

④著者主救厄運動中西郷隆盛と会見。前原一誠とも接触。李多曹一の紹介と思われる、メリカ婦人のキリスト教女学校建設に尽力。キリスト教への理解を示すと同時に、漢文を入学させている。明治三十年代には福米論者、伊藤博文、星亨らが求青の際、小川宅へ寄つていゝる。特に福米とは親しいつたらしく、時々「時事新報」に寄稿した。その他軍人関係者も多い(盧福「しぐれ草紙」、小川操三氏談)

⑤「国会の何たるやを知らざる者まで馳せ如かりし」、米炭相の客れし民権と國權を一語にする。「思想の筆統なる者」が多い。(三宅雪嶺「同時代史」才ニ巻 八八―九。頁)

⑥自由民権にとり本来自殺的なるべき民衆への蔑視——封建的國民観「我國民の賤愚卑屈にして其蠢動たるを甘んずる者の多きを慨嘆せざるはありざる也」(評

論新聞五七号九年一月、遠山茂樹「征韓論、自由民権論、封建論」——「近代思想の形成」所収八七頁より引用)

おわりに

これまで、明治十二年代の国会開設運動期における青森県の動向について論述して来た。青森県会議長大直寺繁禎の桜井輝提案である府県会連合参加要請の拒否、青森新聞記者小川涉の国会開設尚早論を中心にする、本県の民権運動の低調なるべき素地を指摘して来た。がしかし、これを強調するあまり、本県に根強く存在していた国会開設への願望を見逃してはならない。十二年代の啓蒙的雜誌「南文雜誌」の多くの論稿に、県会設立を国会への一つのステップとしてとらえ、権利を国会に進取することを確認していたし、本県の民権運動の中心共同会もこの年に出来ている。翌年の一、二月には国会開設請願の集會が開かれ、県下に檄文を配布し、三月には全県有志が会合し、元老院に連白書を提出している。(拙稿「前掲論文参照」。青森新聞の論説には「非国会論者ニ告ク」が発表され(一六五号十三年二月二八日)「今又国会開設ノ事ハ既ニ社会一般ノ冀望スル所トナリ」と前年とはうって変わった論調が見られ、全国的運動の中に入っていくのである。

本稿において、明治十二年代の国会開設運動のマイナ

その面を論述したのも、その後の動きの意義を一層強める意図に地味な所がある。さらに、その時代に生きた人々が、三四津々浦々に広まった民権運動にどう対応したか、人々のその精神を一つの見出しとするものである。地方においては、文明開化と自由民権が時期を異にして継起したのではなく、同じ時期（明治十年代）に重なり合っている。又あって概説した（色川大吉「明治精神史」三三三―四四三）、自由民権という輸入思想が、文明開化の恩恵に

浴したにかつた両者のくの果てまで広がり、土着の思想とどう結びついたか。たとえそれが穏健な民権論であっても、受容を如何にする条件の多い地方において、運動を成立させたという事は、民権思想の地域的特質として評価されようし、運動の独自性も見出し出すことが出来る。本稿を、これらの課題を究明する一つの契機としたいと思ふ。